

他自治体の職員倫理規程の状況について

文京区	横須賀市	横浜市	立川市
<p>< 特色 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者からの不正要求（いわゆる口利き）の報告義務を規定するとともに、所属長の利害関係者に対する注意・指導等の措置を規定 ・倫理監督員（総務部長）を設置するとともに、所属長を相談者として規定 	<p>< 特色 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の責務として市政運営への積極的支援を規定 ・違法な行為等の要求があった場合の拒否義務を職員に課すとともに、所属長及び倫理監督者への報告を義務化 ・倫理監督者（各部長）を設置するとともに、助役、収入役、総務部長を構成員とする倫理審査会を設置 ・施行規則を制定 	<p>< 特色 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括サービス管理責任者（総務局長）サービス管理責任者（局長）サービス相談員（局の人事担当課長）を設置 ・不祥事防止のための研修の実施を規定 ・不祥事防止対策のため、事故防止委員会（各局のサービス管理責任者で構成）を設置 ・理解関係者との接触に関する指針を別に制定 ・要望の記録・公表については広聴とともに別に要綱を制定 	<p>< 特色 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者等の責務として職員に対し公正な職務の遂行を損なう行為をしてはならないことを規定 ・公正な職務の遂行を損なう行為があったとき等に管理職員等への報告を義務化するとともに、管理職員等に倫理審査会への報告書の送付を規定 ・倫理に関し識見を有する者及び市民からなる職員倫理審査会を設置
<p>< 倫理規程等の内容 > (題名) <u>文京区職員倫理規程</u> 第1条(目的) 第2条(定義等) 第3条(倫理行動基準) 第4条(禁止行為) 第5条(講演等に関する承認) 第6条(私的な関係がある者との間における行為の取扱い) 第7条(利害関係者からの不正な要求に対する措置) 第8条(倫理監督員) 第9条(所属長への相談等) 第10条(利害関係者が国及び他の地方公共団体等である場合) 第11条(委任)</p>	<p>< 倫理規程等の内容 > (題名) <u>横須賀市職員倫理条例</u> 第1条(目的) 第2条(定義等) 第3条(職員の責務) 第4条(禁止行為等) 第5条(市民及び事業者等の責務) 第6条(職員の報告義務) 第7条(倫理監督者) 第8条(倫理審査会) 第9条(審査会等の任務) 第10条(贈与等報告書) 第11条(調査の指示) 第12条(調査) 第13条(任命権者への報告等) 第14条(公表) 第15条(委任)</p>	<p>< 倫理規程等の内容 > (題名) <u>横浜市職員倫理規程</u> 第1条(目的) 第2条(倫理原則) 第3条(職員の責務) 第4条(管理監督職員の責務) 第5条(総括サービス管理責任者等の設置) 第6条(総括サービス管理責任者の責務) 第7条(サービス管理責任者の責務) 第8条(サービス相談員の責務) 第9条(不祥事防止のための研修の実施) 第10条(事故防止委員会の設置) 第11条(委任)</p>	<p>< 倫理規程等の内容 > (題名) <u>立川市職員倫理条例</u> 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(職員が遵守すべき倫理原則) 第4条(管理職員の責務) 第5条(任命権者の責務) 第6条(市民及び事業者等の責務) 第7条(職員の倫理の保持に関する状況等の公表) 第8条(職員倫理規則) 第9条(贈与等の報告) 第10条(公正な職務の遂行を損なう行為等の報告等) 第11条(審査会) 第12条(警告等) 第13条(委任)</p>

文京区職員倫理規程

平成十三年三月三十日

訓令第七号

(目的)

第一条 この規程は、職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）が全体の奉仕者であって、その職務は区民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する区民の信頼を確保することを目的とする。

(用語の定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

二 利害関係者 職員が職務として事務を行う場合の相手方である事業者等をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

(倫理行動規準)

第三条 職員は、文京区の職員であることに誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、全体の奉仕者であり、一部のものに対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について一部のものに対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。
- 六 職員は、職務上取り扱う情報（電子計算組織による処理に係る情報を含む。）を公共の利益に反して、利用又は操作してはならないこと。

（禁止行為）

第四条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭（小切手、商品券等を含む。）、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
- 三 利害関係者から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- 四 利害関係者から適正な対価を支払わずに物品又は不動産の貸与を受けること。

五 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

六 利害関係者と共に会食をすること。

七 利害関係者と共にゴルフその他の遊技をすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者に対し、本来自らが負担すべき債務を負担させること。

十 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた行為

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から広く一般に配付される宣伝用物品又は記念品で、社会通念上許される範囲のものの提供を受けること。

二 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供又は簡素な食事の提供を受けること。

三 利害関係者が町会、自治会その他の地域社会の発展や福祉の充実など円滑な行政運営を行うために協力的な活動をしている事業者等であり、かつ、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に、当該利害関係者と共に簡素な会食をすること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、やむを得ず当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

（講演等に関する承認）

第五条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて謝礼を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。）を

しようとする場合は、講師等承認申請書(別記様式第一号)により、所属長の承認を受けなければならない。

(私的な関係がある者との間における行為の取扱い)

第六条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する行為を行うことができる。

(利害関係者からの不正な要求に対する措置)

第七条 職員は、職務の執行に当たり、利害関係者から関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある行為の要求を受けたときは、不正要求等報告書(別記様式第二号)により、直ちに、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の執行を図るため、利害関係者に対する注意又は指導等、必要な措置を講ずるものとする。

(倫理監督員)

第八条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、総務部長の職にある者を倫理監督員に充てる。

2 倫理監督員は、職員の倫理の向上及び綱紀の粛正の推進に関し、所属長に対し、必要な指導又は助言を行うとともに、その協議に應ずるものとする。

3 倫理監督員は、職員に対し、この規程の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、注意を喚起するものとする。

(所属長への相談等)

第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第四条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、利害関係者該当等相談書（別記様式第三号）により、事前に所属長に相談するものとする。

2 所属長は、前項の規定により相談を受け、判断をする場合においても、当該職員に対し、この規程に反することのないよう注意を喚起しなければならない。

3 職員は、やむを得ない事情により事前に相談することができなかった場合は、利害関係者該当等事後報告書（別記様式第四号）により、事後に、速やかに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 所属長は、相談を受けた場合において、疑義があるときは、倫理監督員に協議するものとする。

（利害関係者が国及び他の地方公共団体等である場合）

第十条 利害関係者が国及び他の地方公共団体等である場合は、この規程の規定の適用に当たっては、職員の職務上の必要性に留意するものとする。

（委任）

第十一条 この規程の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

別記様式第1号

(第5条関係)

利害関係者からの依頼による講演等の講師等について、下記申請のとおり承認する。
しない。

年 月 日

承認権者		所 属			
------	--	-----	--	--	--

講 師 等 承 認 申 請 書

1 申請者			
所 属		職 名	
氏 名		従 事 職 務	
2 相手方団体及び内容			
団 体 名			
団 体 の 主 な 事 業 内 容			
対 象 内 容 (該当に○)	①講演 ②討論 ③講習、研修における指導、知識の教授 ④著述 ⑤監修 ⑥編さん ⑦ラジオ放送又はテレビジョン放送への出演		
日 時	年 月 日() 時 分から 時 分まで		
場 所			
講 師 謝 礼 (原稿料)			
食 事 の 有 無			
講 演 等 者			
そ の 他			
上記のとおり講師等をいたしたいので、申請します。			
年 月 日			
氏名 ㊟			

別記様式第2号

(第7条関係)

不正要求等報告書

年 月 日

様

報告者	所 属	
	職	
	氏 名	

不正な要求を受けた。

その他 ()

相手方	氏名・会社名	
	対象事務 (該当に○)	許認可等・不利益処分・行政指導・検査・契約・ 補助金等の交付・その他 ()
日時	年 月 日 () 時	
場所		
報告内容 (できるだけ詳しく記入すること。)		

別記様式第3号

(第9条関係)

利害関係者該当等相談書

年 月 日

様

相談者

所 属	
職	
氏 名	

- 利害関係者に該当するかどうか。
禁止事項に該当するかどうか。
区民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか（私的な関係）。
その他（ ）

相 手 方	氏名・会社名	
	対 象 事 務 (該当に○)	許認可等・不利益処分・行政指導・検査・契約・ 補助金等の交付・その他（ ）
	私 的 な 関 係 (該当に○)	父母・配偶者・子・その他親族（ ）・ 同居人・友人及び知人（いつから ）

日 時 年 月 日 () 時

場 所

行為の内容
 (費用負担、食事の有無、出席者の氏名等できるだけ詳しく記入すること。)

相談したい内容 (判断に迷った点などをできるだけ詳しく記入すること。)

判断内容記入欄
 年 月 日 所属長 ㊟

別記様式第4号

(第9条関係)

利害関係者該当等事後報告書

年 月 日

様

所 属	
職	
氏 名	

- 利害関係者に該当するかどうかについて疑義がある。
- 禁止事項に該当するかどうかについて疑義がある。
- 区民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか（私的な関係）について疑義がある。
- その他（ ）

相 手 方	氏名・会社名	
	対 象 事 務 (該当に○)	許認可等・不利益処分・行政指導・検査・契約・補助金等の交付・その他（ ）
	私 的 な 関 係 (該当に○)	父母・配偶者・子・その他親族（ ）・同居人・友人及び知人（いつから ）
日 時	年 月 日（ ） 時	
場 所		
行為の内容 （費用負担、食事の有無、出席者の氏名等できるだけ詳しく記入すること。）		

指示内容記入欄 年 月 日	所属長	㊟
------------------	-----	---

横須賀市職員倫理条例

平成 12 年 12 月 20 日

条例第 80 号

横須賀市職員倫理条例をここに公布する。

横須賀市職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑、不信等を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する本市の職員(教育長及び消防局長を除く。)をいう。

2 この条例において「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

3 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)は、前項の事業者等とみなす。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対する奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対して有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務及び地位を自ら及び自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、事業者等及び自己の職務に利害関係のある者(以下「利害関

係者」という。)との接触に当たっては、市民の疑惑、不信等を招くような行為をしてはならない。

(禁止行為等)

第4条 前条第3項の事業者等及び利害関係者との接触に関する禁止行為並びに利害関係者との接触に関し第7条第1項に規定する倫理監督者の許可を必要とする行為については、規則で定める。

(市民及び事業者等の責務)

第5条 市民及び事業者等は、公正かつ適正な手続による市政の運営を積極的に支援するよう努めなければならない。

2 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

(職員の報告義務)

第6条 職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうこととなることが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、前項の要求があったときは、直ちに所属長及び次条に規定する倫理監督者に報告しなければならない。

(倫理監督者)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持について必要な指導、助言及び体制の整備を行うため、別表に定める倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、前項の職務を遂行するに当たり、常に公正な判断をしなければならない。

3 倫理監督者は、前条第2項の報告を受けたときは、公正な職務を確保するために必要な措置を講ずるとともに、速やかに次条に規定する倫理審査会に通知しなければならない。

(倫理審査会)

第8条 職員の職務に係る倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、横須賀市職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、助役、収入役及び総務部長を委員として組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(審査会等の任務)

第 9 条 審査会は、[第 7 条第 3 項](#)の規定により通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、倫理監督者に対し、直ちに必要な調査を行うよう指示しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の調査の結果、公正な職務の遂行を損なう行為があったと認めた場合は、その旨を当該職員の任命権者に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた任命権者は、その旨を市長に報告しなければならない。

5 審査会は、第 1 項及び第 3 項に規定するもののほか、[第 11 条](#)及び[第 13 条](#)に規定する事項を担当する。

(贈与等報告書)

第 10 条 職員のうち規則で定める者は、利害関係者以外の事業者等からの金銭、物品等の財産上の利益の供与又は供応接待その他の規則で定める行為を受け、又は行ったときは、当該行為を受け、又は行った日から 7 日以内に贈与等報告書を倫理監督者に提出しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、その写しを規則で定める期間により審査会に提出しなければならない。

3 倫理監督者は、提出を受けた贈与等報告書について、その提出すべき期間の末日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(調査の指示)

第 11 条 審査会は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、倫理監督者に対し、当該行為に関する調査を行うよう指示することができる。

(調査)

第 12 条 倫理監督者は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは又は前条の規定により審査会から指示を受けたときは、当該行為に関し調査を行わなければならない。

2 倫理監督者は、前項の調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を審査会に報告しなければならない。

(任命権者への報告等)

第 13 条 審査会は、前条の規定により倫理監督者から報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該調査の結果を報告し、当該職員の懲戒処分について意見を述べることができる。

(公表)

第 14 条 任命権者は、毎年 1 回以上この条例の施行に関する概要を公表するものとする。

(その他の事項)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条及び第 12 条第 1 項の規定は、この条例の施行日前になされた行為については、適用しない。

附 則(平成 14 年 6 月 11 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 12 月 22 日 条例 第 44 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 7 条 第 1 項 関係)

(平 14 条例 30・平 15 条例 44・一部改正)

組織名	倫理監督者
市長の事務部局	行政組織条例(昭和 44 年横須賀市条例第 24 号)第 1 条 各号に掲げる部の部長(総務部にあっては総務部長が指定する者) 会計課長
上下水道局の事務部局	上下水道局事務分掌規程(昭和 42 年横須賀市水道企業管理規程第 1 号)第 3 条第 1 項 に規定する部長
議会の事務部局	事務局長
教育委員会の事務部局	教育委員会事務局等事務分掌規則(平成 10 年横須賀市教育委員会規則第 3 号)第 3 条 に規定する部長
選挙管理委員会の事務局	事務局長
監査委員の事務部局	事務局長
消防局及び消防署	消防局長が指定する者

横須賀市職員倫理条例施行規則

平成 13 年 3 月 1 日

規則第 1 号

横須賀市職員倫理条例施行規則を次のように定める。

横須賀市職員倫理条例施行規則

(利害関係者)

第 1 条 横須賀市職員倫理条例(平成 12 年横須賀市条例第 80 号。以下

「条例」という。)第 3 条第 3 項に規定する自己の職務に利害関係のある者(以下「利害関係者」という。)は、職員(条例第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等(行政手続条例(平成 8 年横須賀市条例第 3 号)第 2 条第 6 号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(条例第 2 条第 2 項に規定する事業者等及び同条第 3 項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(条例第 2 条第 3 項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等(補助金等交付規則(昭和 47 年横須賀市規則第 33 号)第 2 条第 1 項及び上下水道局補助金等交付規程(平成 16 年横須賀市上下水道企業管理規程第 10 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)の交付をする事務 当該補助金等を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察(法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

- (4) 不利益処分(行政手続条例第2条第7号に規定するものをいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導(行政手続条例第2条第8号に規定するものをいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 市の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等又は当該契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
- (7) その他各部等の所掌する事務 当該事務に関し前6号に掲げるものと同等の利害関係が生じる事業者等又は特定個人

(平16規則15・一部改正)

(禁止行為等)

第2条 条例第4条に規定する事業者等との接触に関する禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職務として訪問調査等を行った際に供応接待を受けること。
- (2) 特定の者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。
- (3) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせること。

2 条例第4条に規定する利害関係者との接触に関する禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。以下同じ。)を受けること。
- (2) 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

- (3) 無償又は著しく低い価格で物品又は不動産の貸付けを受けること(利害関係者の負担によるものを含む。)
- (4) 無償又は著しく低い価格で役務の提供を受けること(利害関係者の負担によるものを含む。)
- (5) 未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)を譲り受けること。
- (6) 供応接待を受けること。
- (7) 共に飲食をすること。
- (8) 共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

3 前項の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との接触に関し次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として訪問した際に、提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として訪問した際に、提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) [条例別表](#)に掲げる組織の長、助役若しくは収入役(以下この号において「市長等」という。)の代理として出席し、又は市長等と同伴して出席した会議等において供応接待を受け、又は共に飲食をすること。
- (6) 職務として出席した会議において、茶菓又は飲食物の提供(飲食物の提供にあつては、昼間に行われる会議におけるものに限る。)を受け

ること。

(7) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受け、又は共に飲食をすること。

(8) 職務以外の目的で、共に自己の費用を負担して飲食すること。

4 [条例第4条](#)に規定する倫理監督者の許可を必要とする行為は、次に掲げるものとする。

(1) 職務として出席する会議において、共に飲食すること。

(2) 職務以外の目的で、共に自己の費用(1人当たりの経費が1,500円を超えるものに限る。)を負担して飲食すること(夜間におけるものに限る。)

(平16規則15・一部改正)

(禁止行為の例外)

第3条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下この項において同じ。)がある者であって、事業者等又は利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか判断することができない場合又は前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合は、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(倫理監督者への相談)

第4条 前条第2項に規定するもののほか、職員は、事業者等又は利害関係者との間で行う行為が[第2条第1項](#)各号又は[第2項](#)各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合は、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理審査会会長等)

第 5 条 [条例第 8 条第 1 項](#)に規定する横須賀市職員倫理審査会(以下「倫理審査会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指定する助役をもって充て、副会長は、他の助役をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 倫理審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 倫理審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(贈与等報告書)

第 7 条 [条例第 10 条第 1 項](#)の規則で定める職員は、[職員の管理職手当に関する規則\(昭和 34 年横須賀市規則第 25 号\)別表](#)に掲げる職にある者及び上下水道局の事務部局の課長(これに相当する職を含む。)以上の職にある者とする。

- 2 [条例第 10 条第 1 項](#)の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 利害関係者以外の事業者等から 5,000 円以上の金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
 - (2) 利害関係者以外の事業者等から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (3) 利害関係者以外の事業者等が行う無償又は著しく低い価格で物品又は不動産の貸付けを受けること(利害関係者以外の事業者等の負担によるものを含む。)
 - (4) 利害関係者以外の事業者等から無償又は著しく低い価格で 5,000 円相当以上の役務の提供を受けること(利害関係者以外の事業者等の負担によるものを含む。)
 - (5) 利害関係者以外の事業者等から未公開株式を譲り受けること。

- (6) 利害関係者以外の事業者等から1人当たりの経費が5,000円以上の飲食物の提供を受けること。
 - (7) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、1人当たりの経費が5,000円以上の飲食物の提供を受けること。
 - (8) 利害関係者以外の事業者等と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) [第2条第3項第6号](#)に規定する飲食物の提供(1人当たりの経費が1,500円を超えるものに限る。)を受けること。
- 3 [条例第10条第1項](#)に規定する贈与等報告書は、[別記様式](#)による。

(平16規則15・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第7条第3項関係)

贈与等報告書

年 月 日 (あて先)倫理監督者 所属 職 氏名	
贈与等により利益を受けた年月日	
贈与等の基因となった事実	
贈与等の内容	
贈与等により受けた利益の価額 (推計したものにあっては、その根拠)	
供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業 (多数の者が出席した立食パーティ	

<p>イ ー において受けた 供 応 接 待 にあ っ て は、出 席 者 の 概 数)</p>	
<p>贈 与 等 を し た 事 業 者 等 の 名 称 及 び 住 所 (条 例 第 2 条 第 3 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 役 員 等 が 贈 与 等 を 行 っ た 場 合 に あ っ て は、当 該 役 員 等 (複 数 で あ る と き は、代 表 す る 者) の 役 職 又 は 地 位 及 び 氏 名)</p>	
<p>贈 与 等 を し た 事 業 者 等 と 職 員 の 職 務 と の 関 係 及 び 当 該 職 員 が 属 す る 行 政 機 関 と の 関 係</p>	

横浜市職員倫理規程について

【資料4】

総務局人事部人事課
人事課長 深見啓司
電話 671-2055

1 目的 = 公務に対する市民の信頼を確保すること（倫理規程第1条）

- ①職員の仕事に対する使命感の自覚と高揚を促す
- ②仕事の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることで、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とします。

2 倫理規程の概要

★すべての職員に共通する倫理原則（倫理規程第2条）—横浜市職員であるという自覚と誇りをもって！—

- ①横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて仕事を遂行します。
- ②勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動します。

★職員の責務（倫理規程第3条）—ポイントは7つ—

- ①法令等及び上司の仕事上の命令に従い、誠実かつ公正に仕事を遂行しなければならない。
- ②市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ③常に公私の別を明らかにし、その仕事や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- ④仕事上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。
- ⑤自らの仕事に利害関係を有するものから金品や便宜等の供与を受ける行為等をしてはならない。
- ⑥不正な要求に応じてはならない。
- ⑦不正な要求があった場合などは、管理監督職員又はサービス相談員に報告しなければならない。

★管理監督職員の責務（倫理規程第4条）—新たに管理監督職員の責務を明確化—

- ①仕事に係る倫理の保持について職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行わなければならない。
- ②職員の仕事に係る非行防止のため、仕事の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。
- ③職員から報告を受けたときは、直ちにサービス相談員に報告しなければならない。

★不祥事防止のための推進体制を整備 —組織で一体となって不祥事防止に取り組みます—

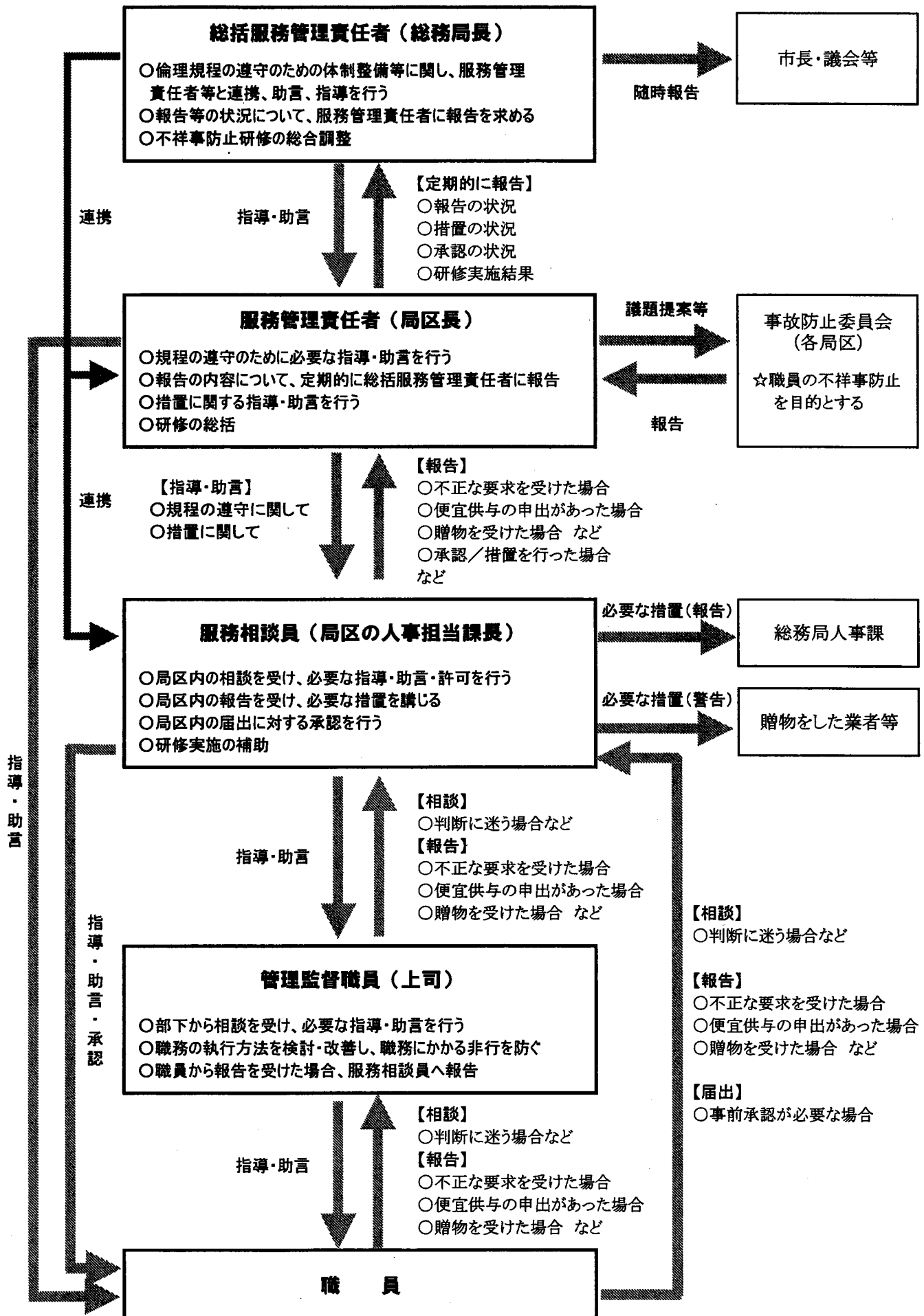
☆総括サービス管理責任者、サービス管理責任者、サービス相談員を設置（倫理規程第5条～第8条）

- 総括サービス管理責任者（総務局長）は、規程の遵守のための体制整備等に関し、サービス管理責任者やサービス相談員と密接な連携をとりながら、必要な助言・指導をおこないます。
- サービス管理責任者（局長）は、局区の職員に対し、規程の遵守のために必要な指導・助言を行います。
- サービス相談員（局区の人事担当課長）は、職員がひとりで問題を抱え込むことのないように、仕事に係る倫理の保持について、当該局区の職員の相談に応ずるとともに、必要な指導及び助言を行うものとします。

☆「不祥事防止のための研修の実施（倫理規程第9条）」及び「事故防止委員会の設置（倫理規程第10条）」

不祥事防止のための研修及び各局区における事故防止委員会は、要綱等により従来から実施しているものですが、今回横浜市職員倫理規程に盛り込むことにより、不祥事防止のための研修及び事故防止委員会の活用をより一層推進していくことを明確に位置付けることとします。

●不祥事防止のための推進体制



横浜市職員倫理規程

平成 16 年 3 月 25 日

達 第 4 号

庁 中 一 般

横浜市職員倫理規程を次のように定める。

横浜市職員倫理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職員の職務に対する使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(倫 理 原 則)

第 2 条 職員は、横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて職務を遂行するとともに、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動しなければならない。

(職 員 の 責 務)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、法令、条例、規則その他の規程(以下「法令等」という。)及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

- 4 職員は、市民の不信を招き、又は市民に不安を与えるようなことのないよう、職務上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。
- 5 職員は、総括サービス管理責任者が定める指針に定めるところによりサービス相談員が承認したときを除き、いかなる理由によるかを問わず、自らの職務に利害関係を有するものから金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他の職務の執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- 6 職員は、職務の遂行に当たり、法令等若しくは上司の職務上の命令に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある行為の要求に応じてはならない。
- 7 職員は、便宜の供与の申出等第5項に規定する行為が行われるおそれがあるとき、又は前項に規定する要求を受けたときは、直ちに、職員を管理し、若しくは監督する地位にある職員(以下「管理監督職員」という。)又はサービス相談員に報告しなければならない。

(管理監督職員の責務)

- 第4条 管理監督職員は、その職責の重要性を自覚するとともに、職務に係る倫理の保持について管理又は監督の対象となる職員からの相談に応じ、並びに必要な指導及び助言を行わなければならない。
- 2 管理監督職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。
 - 3 管理監督職員は、前条第7項の規定により職員から報告を受けたときは、直ちにサービス相談員に報告しなければならない。
- (総括サービス管理責任者等の設置)

第 5 条 この規程の目的を達成するため、総括サービス管理責任者、サービス管理責任者及びサービス相談員を置く。

2 総括サービス管理責任者、サービス管理責任者及びサービス相談員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総括サービス管理責任者 総務局長

(2) サービス管理責任者 局にあつては当該局の局長、区にあつては当該区の区長

(3) サービス相談員 当該局区の人事担当課長
(総括サービス管理責任者の責務)

第 6 条 総括サービス管理責任者は、この規程の遵守のための体制整備等に関し、サービス管理責任者及びサービス相談員と密接な連携を図るとともに、これらの者に必要な指導及び助言を行うものとする。

2 総括サービス管理責任者は、必要があると認めるときは、[第 3 条 第 7 項](#)の規定により職員が行う報告の状況及び[第 8 条 第 2 項](#)の規定によりサービス相談員が行う措置の状況について、サービス管理責任者に報告を求めることができる。

(サービス管理責任者の責務)

第 7 条 サービス管理責任者は、当該局区の職員に対し、この規程の遵守のため必要な指導及び助言を行うものとする。

2 サービス管理責任者は、サービス相談員から次条第 2 項又は第 3 項の規定による報告を受けたときは、定期的にこれを総括サービス管理責任者に報告するものとする。

3 サービス管理責任者は、次条第 2 項の措置に関し、サービス相談員に必要な指導及び助言を行うものとする。

(サービス相談員の責務)

第 8 条 服務相談員は、職務に係る倫理の保持について、当該局区の職員の相談に応ずるとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 服務相談員は、第 3 条 第 7 項の規定による報告を受けたときは、速やかに服務管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 服務相談員は、第 3 条 第 5 項の規定による承認をしたとき、又は前項の措置を講じたときは、速やかに服務管理責任者に報告するものとする。

(不祥事防止のための研修の実施)

第 9 条 総括服務管理責任者は、各局区において行われる不祥事防止のための研修について必要な事項を定めるとともに必要な指導及び助言を行う等不祥事防止に係る研修に関する総合調整を行うことにより、各局区における不祥事防止のための研修の促進を図るものとする。

2 総括服務管理責任者は、必要があると認めるときは、各局区において行われる不祥事防止のための研修の実施状況等について、服務管理責任者に報告を求めることができる。

3 服務管理責任者は、当該局区において行われる不祥事防止のための研修を統括するとともに、当該研修について、定期的に総括服務管理責任者に報告するものとする。

4 服務相談員は、当該局区において行われる不祥事防止のための研修について、服務管理責任者を補助するものとする。

(事故防止委員会の設置)

第 10 条 業務の実態を踏まえた効果的な不祥事防止対策を講ずるため、各局区に事故防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は当該局区の服務管理責任者をもって充て、副委員長及び委員は当該局区の職員の中から委員長が選任する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、総括服務管理責任者が定める。

附 則

この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2001.10.01 作成 - 2004.10.01 内容現在

例規の内容についてのお問い合わせ先：各担当局課
担当が不明な場合，及び例規の情報提供についてのお問い合わせ先：

総務局 行政部 法制課 TEL 045-671-2095 , E-mail

housei@city.yokohama.jp

(C) 2004 City of Yokohama. All rights reserved.

不正入札事件の再発防止策の大きな柱となる「立川市職員倫理条例」が議会において可決・成立し、11月1日に施行されることとなりました。

この条例は、職務を公正に進めていく上で職員が必ず守らなければならない倫理規範とその徹底に向けた仕組みづくりなどを規定したもので、一般職員はもちろんのこと、市長、助役や嘱託職員等の特別職、臨時職員など議員を除く全職員を対象としています。

内容としては、全体の奉仕者としての自覚や公正な職務の遂行を損なう行為への厳正な対処などを職員の倫理原則として掲げるとともに、任命権者や管理職員のほか、事業者や市民それぞれの立場での責務を明らかにしています。また、こうした倫理原則等の徹底や組織的対応を図るため、事業者などから贈与等を受けた場合や相手を問わず公正な職務を損なう行為を受けた場合には、職員は必ず管理職員などに報告することなどを義務付けたほか、職員倫理の実態やその徹底に向けた方策を審査・審議する第三者機関として職員倫理審査会を設置することとしています。

現在、条例運用に当たって必要となる利害関係者の範囲や利害関係者との禁止行為など、具体的なガイドラインを定めた「立川市職員倫理規則」を整備しており、年度内には、こうした公務員倫理の内容はもとよりコンプライアンス（法令・倫理遵守）全体の基本方針や行動指針なども策定していく予定です。

市民の皆様の疑惑や不信を招くような行為のないよう、一層公正な職務の遂行に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願い

いたします。

》》 [<条例本文はこちら>](#)

平成 16 年 10 月 20 日

問い合わせ先

行政管理部人事課

042-523-2111 内線 262

立川市役所 〒190-0022 東京都立川市錦町 3-2-26 TEL.

042-523-2111 (代表)

Copyright (C) 2003, TachikawaCity. All Rights Reserved